

一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条、次世代育成支援対策推進法第 12 条第 1 項又は 4 項の規定に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

2026 年 4 月 1 日 ～ 2031 年 3 月 31 日 までの 5 年間

2. 内容

目標①：男性従業員の育児休業取得率を継続して 60%以上にする。

目標②：労働者に占める女性労働者の割合を 15%以上にする。

<対策>

目標①

・2026 年 4 月～

配偶者が妊娠・出産した男性従業員に育児休業等の制度の周知を行う。

目標②

・2026 年 4 月～

採用活動において、女性の応募者を増やすため、女性が活躍できる職場であることを求職者に向け積極的に広報する。

以上

女性活躍推進法に基づく情報公表

【働きがいに関する実績】（2026.4 現在）

区分	合計	男	女
① 労働者数（人）	317	270	47
② ①のうち係長級にある者（人）	17	12	5
③ ①のうち管理職にある者（人）	31	31	0
④ 労働者に占める女性労働者の割合（％）	14.8		
⑤ 係長級にある者に占める女性労働者の割合（％）	29.4		
⑥ 管理職にある者に占める女性労働者の割合（％）	0.0		

【働きやすさに関する実績】

- ・ 平均勤続年数 男性：13.9 年 女性：10.2 年（2026.4 現在）
- ・ 有給休暇取得率 88.2％（2025 年度実績）
- ・ 育児休業取得率（2025 年度実績）

区分	割合
① 男性正社員（％）	85.7
② 男性非正社員（％）	0.0
③ 女性正社員（％）	0.0
④ 女性非正社員（％）	0.0

【男女の賃金の差異に関する実績】

- ・ 男性の賃金に対する女性の賃金の割合

区分	割合
① 全労働者（％）	56.0
② 正社員（％）	64.1
③ 非正社員（％）	46.3

- ・ 対象期間：令和 7 事業年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）
- ・ 賃 金：基本給、時間外、賞与等を含み、退職手当を除く。
- ・ 正 社 員：社外への出向者を除く。
- ・ 非正社員：嘱託社員・パートタイム労働者を含み、派遣社員を除く。

以上